

千早赤阪村まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、千早赤阪村まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 千早赤阪村人口ビジョンの策定及び変更に関する事項について審議すること。
- (2) 千早赤阪村総合戦略の策定及び変更に関する事項について審議すること。
- (3) 千早赤阪村総合戦略の成果検証に関する事項について審議すること。
- (4) その他まち・ひと・しごと創生に関し、必要事項について審議すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副村長をもって充て、委員は地域の活性化等に優れた見識を有する者の中から村長が委嘱する。
- 3 委員長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議において必要と認めたときは議事に関係の村の職員、関係の行政機関の職員、学識経験を有する者及びその他の者を会議に出席を求めて、その説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、まちづくり課において行う。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千早赤阪村まち・ひと・しごと創生有識者会議名簿

平成 27 年 8 月 4 日現在（敬称略）

	区 分	氏 名	所 属 等
産	商工	本多 大志	トマトハウス
	観光	井関 弘明	千早赤阪村観光協会
	農林	堀切 修平	大阪府森林組合 南河内支店長
	農林	山本 浩	大阪南農協 赤阪支店長
官	行政	吉田 裕彦	副村長
学	教育	西岡 智	村立中学校長
		和泉 大樹	阪南大学 国際観光学部 国際観光学科 准教授
金	金融	岡橋 秀治	りそな銀行 富田林支店長
労	労働	宇田 勝良	河内長野公共職業安定所長
住民代表	地域	豊田 正巳	区長会会長
	子育て・女性・若 者	吉田 美斗	幼稚園 P T A 会長
		参田 富美子	赤阪小母親代表